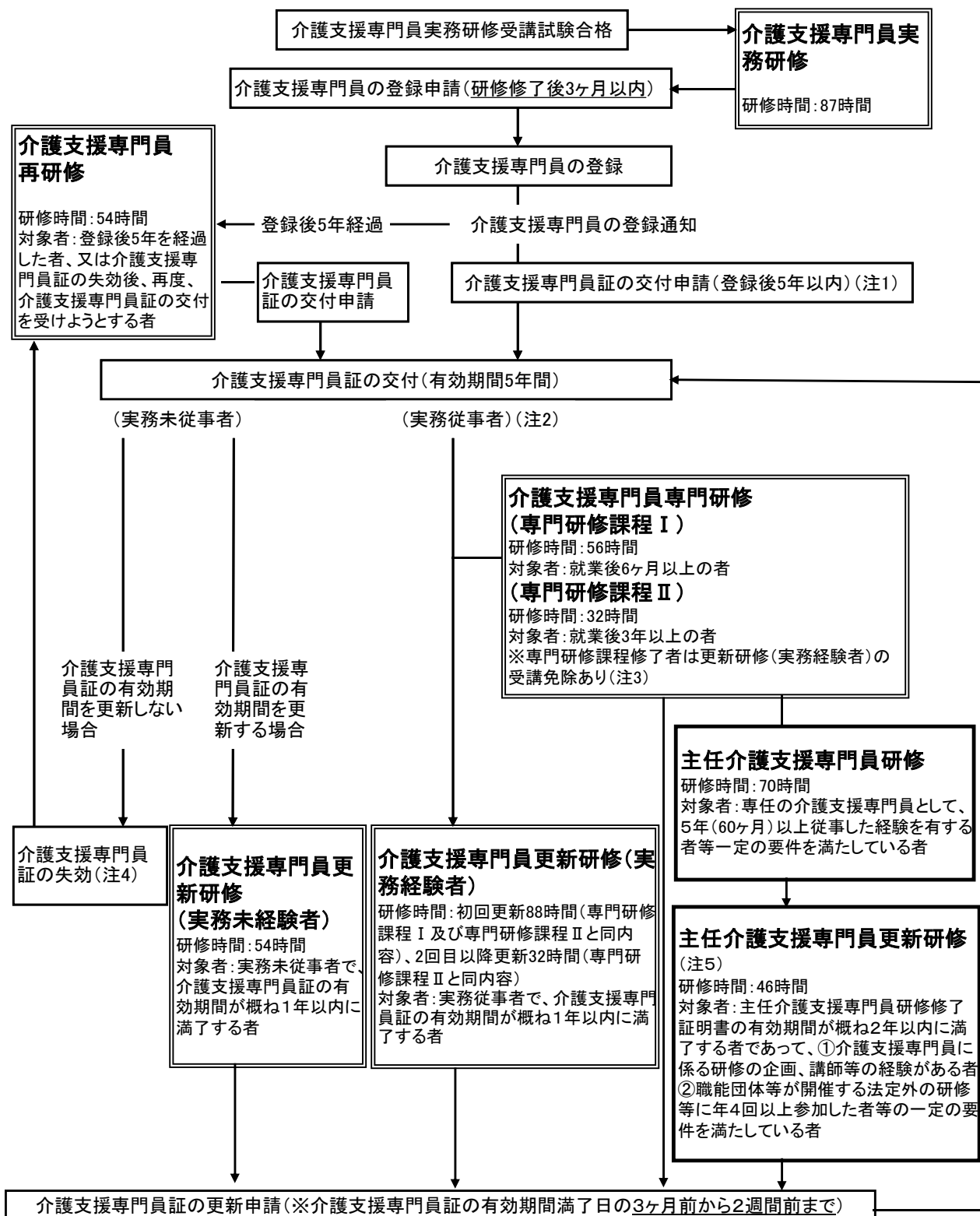


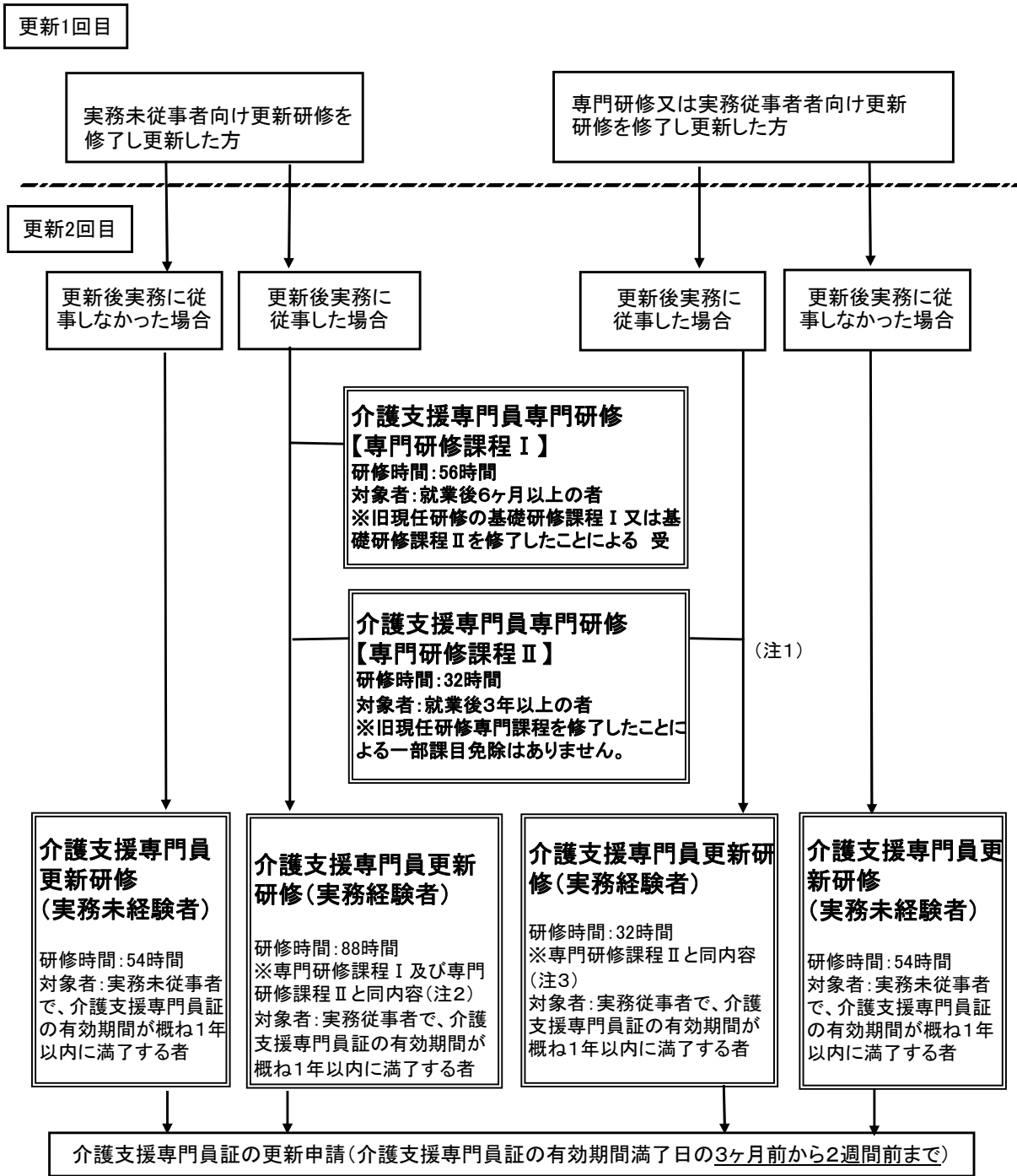
介護支援専門員証の有効期間は5年間です。証の更新申請を行うためには、所定の研修を受講して、修了する必要があります。事前に研修体系をご確認の上、計画的な研修を受講を行うよう努めてください。

介護支援専門員研修体系



- (注1) 介護支援専門員として実務に従事するためには、介護支援専門員証の交付を受ける必要がある。
- (注2) 実務従事者とは、原則として、介護支援専門員証の有効期間内に、居宅介護支援事業所、介護保険施設及び地域包括支援センター等において、期間の長短は問わず、サービス計画の作成を行った経験を有する者、又は、居宅介護支援事業所の管理者としての経験を有する者をいう。
- (注3) 介護支援専門員証の有効期間内に専門研修課程 I 又は専門研修課程 II を修了した者は、更新研修(実務経験者)から専門研修課程 I 又は専門研修課程 II に相当する課程の受講を免除する。また、専門研修課程 I 及び専門研修課程 II の両課程を修了した者は、更新研修(実務経験者)の受講を免除する。
- (注4) 介護支援専門員の登録自体はなくなる。
- (注5) 主任介護支援専門員更新研修修了者は、更新研修(専門研修課程 II)を受けた者とみなされるため、更新研修(専門研修課程 II)の受講は免除される。主任介護支援専門員を更新しない場合は、更新研修(専門研修課程 II)を受講し、介護支援専門員証を更新すること(※主任介護支援専門員となるためには、あらためて主任介護支援専門員研修を受講する必要がある。)

介護支援専門員の2回目以降の更新に必要な研修について



(注1) 1回目の更新時に、「専門研修又は実務従事者向け更新研修を修了し更新した方」は、2回目の更新に必要な研修は、専門研修課程Ⅱのみとなる。
 (注2) 介護支援専門員証の有効期間内に専門研修課程Ⅰ又は専門研修課程Ⅱを修了した者は、更新研修(実務経験者)から専門研修課程Ⅰ又は専門研修課程Ⅱに相当する課程の受講を免除する。専門研修課程Ⅰ及び専門研修課程Ⅱの両課程を修了した者は、更新研修(実務経験者)の受講を免除する。
 (注3) 介護支援専門員証の有効期間内に専門研修課程Ⅱを修了した者は、更新研修(実務経験者)の受講を免除する。